

1 部活動の基本的な考え

ア 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。

イ 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

ウ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意する。

2 適切な部活動運営のための体制整備

ア 校長は、「県運営方針」並びに「古河市部活動の運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及びそれぞれの部活動の「活動計画」を生徒及び保護者へ通知する。

エ 校長は、定期的に「部活動運営委員会（顧問会議等）」を開催する。

オ 校長は、すべての部活動の活動計画及び活動実績を学校ホームページ上に公表する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長は、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動をするよう指導し、生徒の生活や健康に留意するとともに、教職員の負担軽減にも配慮する。

イ 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

ウ 部活動顧問は、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施し、より良い運営を目指した工夫・改善に努める。

エ 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報 サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数（WBGT）が31以上の場合は、活動を原則として行わない。

オ 高温や多湿時において、練習試合や練習については、中止等柔軟な対応を行う。また、やむを得ない事情により実施する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

4 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

ア 活動時間の上限の遵守

- 1日当たりの上限は、平日2時間、休日3時間とするとともに、1週間当たりの上限は11時間とする。（練習試合や大会等の当日を除く。）

中学校	1日当たりの上限		週計
	平日	休日	
	2時間	3時間	11時間

- 校長及び部顧問、部活動指導員は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。
- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。
また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。
- 校長及び部顧問、部活動指導員は、長期休業中においても、上記のとおり活動時間を設定する。

イ 朝の活動の原則禁止

- 校長及び部顧問、部活動指導員は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。
- 特例として朝の活動を実施する場合は、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。
※例えば、大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である。

ウ 休養日の設定

- 平日1日以上、休日（土日）1日以上、週当たり2日以上 of 休養日を設けることを基本とする。
- 校長及び部顧問、部活動指導員は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続

して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

- 校長及び部顧問、部活動指導員は、長期休業中においても、上記のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日を増設することや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。

- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 学校閉庁日（学校に日直を置かずに、学校として対外的業務を行わない日）は、原則、活動は行わない。

※学校閉庁日は以下のとおり（ただし、週休日を除く）

8月13日～16日（お盆の期間）	6月18日（創立記念日）
12月27日・28日	11月13日（県民の日）

※大会等の参加が予定され、特別に実施する場合は、校長の許可並びに保護者の承諾を必要とする。

- 8月13日～16日及び12月29日～1月3日は、長期休養期間とする。
- 総体全国大会に出場する場合は、閉庁日（8/13～8/16）についても、市教育委員会の承認を得て活動することを可能とする。
- 定期テストの直前3日間は、原則として休部とする。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 参加する大会は、1月当たり1大会程度、年間12大会程度を目安とする。

6 その他

- 本運営方針は、令和5年4月1日から適用する。